

堺市議会基本条例新旧対照表（案）

現行	改正後（案）
<p><u>（議員の役割及び活動原則）</u></p> <p><u>第4条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</u></p> <p>(1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。</p> <p>(2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。</p> <p>(3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。</p> <p>(4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。</p> <p><u>(5) 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。</u></p>	<p><u>（議員の活動原則及び職務）</u></p> <p><u>第4条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを原則に活動し、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。</u></p> <p>→ 活動原則とし、</p> <p>(1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。</p> <p>(2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。</p> <p>(3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。</p> <p>(4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。</p>

堺市議会基本条例新旧対照表（案）

現行	改正後（案）
<p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。</p> <p>(1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。</p> <p>(3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。</p> <p>(4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。</p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、<u>前条各号</u>に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1)～(4) <略></p>	<p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第2条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。</p> <p>(1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。</p> <p>(3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。</p> <p>(4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。</p> <p><u>2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。</u></p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、<u>前条第1項各号</u>に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1)～(4) <略></p>